

モバイル Wi-Fi ルーター長期借入 仕様書

本仕様書は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が借入れるモバイル Wi-Fi ルーター（通信サービス含む）について適用する。

1 品名及び数量

モバイル Wi-Fi ルーター 45 台

2 利用期間

令和 8 年 1 月 1 日～令和 10 年 1 月 31 日 45 台

3 仕様

(1) 借入機器

ア 寸法 : 長辺 150mm 以内 短辺 90mm 以内 厚み 25mm 以内

イ 重量 : 270 g 以内

ウ 連続通信時間 : 510 分以上（4G 若しくは LTE 回線）

エ 無線 LAN 規格 : IEEE802.11ac に対応していること

参考製品 : ZTE Corporation A401ZT

シャープ株式会社 SH-52B

Huawei Technologies Co., Ltd. 601HW

※上記参考製品又は同等品を可とする

(2) 通信サービス

ア データ通信（4G 若しくは LTE 回線）が可能であること。

（音声通話、SMS（ショートメッセージサービス）は不要）

イ データ通信容量

1 台あたり 1 か月のデータ通信容量 20GB 以上

(3) 保守

ア 借入機器本体が故障等した際の保守サービスが付帯していること。

保守サービスの受付時間は、9 : 00～17 : 30（平日）を含むこと。

イ 借入機器本体の故障時には代替機を用意すること。

4 機器納入期限

令和 7 年 12 月 26 日

5 納入場所、及び利用拠点一覧

別紙参照

6 応札時の注意事項

- (1) 借入機器を使用するうえで必要な機器（データ通信 sim、充電器、電池パック）等について、本仕様書への記載の有無に関わらず、台数分を準備すること。
- (2) 請求書を送付する際は、基本借入代金及び通信料等が記載された明細を合わせて当局担当者へ提出すること。
- (3) 本契約は総価契約につき、当局の故意又は不注意による故障や損傷の修理費用を除き、これら以外にかかる費用は全て契約金額に含むものとする。

7 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否含む）は質問受付期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。
- (2) 借入開始日から使用できるよう当局担当者と協議のうえ納入すること。
- (3) 借入機器は、同一社製同一製品であること。

8 事業担当

〒550-8566 大阪市西区九条南 1-12-54 消防局予防部規制課（規制）
電話番号：06-4393-6242

納入場所、及び利用拠点一覧

別紙

項番	利用拠点	所在地	拠点別利用(納入)数量	エレベーターの有無
1	総務部施設課	西区九条南1-12-54 4階	5	有
2	予防部予防課	西区九条南1-12-54 3階	6	有
3	予防部規制課	西区九条南1-12-54 3階	1	有
4	北消防署	北区茶屋町19-41 2、3階	3	無
5	都島消防署	都島区都島本通2-1-8 2階	1	無
6	福島消防署	福島区吉野3-17-22 5階	1	有
7	此花消防署	此花区春日出北1-8-30 3階	3	有
8	中央消防署	中央区内本町2-1-6 2階	2	無
9	中央消防署(上町出張所)	中央区中寺1-2-28 3階	1	無
10	西消防署	西区九条南1-12-54 2階	1	有
11	港消防署	港区弁天1-4-1 2階	1	無
12	大正消防署	大正区小林東3-5-16 4階	2	有
13	天王寺消防署	天王寺区上本町8-5-10 4階	1	有
14	浪速消防署	浪速区元町1-14-20 5階	1	有
15	西淀川消防署	西淀川区御幣島1-10-20 2階	1	無
16	淀川消防署	淀川区木川東4-10-12 4階	1	有
17	東淀川消防署	東淀川区菅原4-4-27 4階	1	有
18	東成消防署	東成区大今里西1-27-13 3階	1	有
19	生野消防署	生野区舍利寺1-13-8 2階	1	無
20	旭消防署	旭区大宮1-1-11 2階	1	無
21	城東消防署	城東区中央3-4-20 4階	1	有
22	鶴見消防署	鶴見区横堤5-5-45 4階	1	有
23	阿倍野消防署	阿倍野区松崎町4-4-30 2階	1	無
24	住之江消防署	住之江区御崎4-11-6 2階	2	無
25	住吉消防署	住吉区遠里小野1-1-9 3階	1	有
26	東住吉消防署	東住吉区南田辺3-4-5 2階	1	無
27	平野消防署	平野区平野南1-2-9 2階	1	無
28	西成消防署	西成区岸里1-4-26 4階	1	有
29	水上消防署	港区築港3-1-47 5階	1	有
総数			45	

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（消防局企画部企画課）に報告しなければならない。

【消防局企画部企画課 連絡先：06-4393-6207】

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。

ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課 自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること